公　　　告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和８年（2026 年）４月７日

収支等命令者
佐賀県地域交流部　SSP 推進局
ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チームリーダー　田久保　真美

1　競争入札に付する事項

（１）委託業務名　　　　SSP NEXUS 2026 運営等業務委託
（２）委託業務の仕様等　　別添仕様書のとおり
（３）履行期間　　　　　契約日から令和８年（2026 年）５月 29 日（金）まで
（４）履行場所　　　　　SAGA アリーナ（佐賀市日の出２丁目１―１０）

2　入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（３）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
（４）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
（５）入札公告日から過去３年間において、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
（６）佐賀県内に本店又は支店を有する者であること。
（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、令和８年（2026年）４月10日（金）午後16時までに下記の担当課に持参又は郵送してください。（郵送の場合は、書留郵便により上記提出期限までに必着）

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

（１）　入札参加資格確認申請書及び関係書類

ア　入札参加資格確認申請書及び関係書類（様式第１号）

イ　営業概要書（様式第２号）

ウ　同種業務の履行実績調書（様式第３号）

（２）　提出先

郵便番号840-8570　佐賀市城内１丁目１番59号

佐賀県地域交流部　SSP推進局

ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チーム

電話　0952-25-7345

Mail　ssp-t@pref.saga.lg.jp

４　入札参加資格の確認

３で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和８年（2026年）４月13日（月）までに通知します。

５　入札書の提出場所等

（１）入札関係書類の交付方法

佐賀県のホームページから入手してください。

（２）入札説明会

実施しません。

（３）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　　令和８年（2026年）４月17日（金）10時00分

イ　場所　　地域交流部内会議室（県庁新館７階　東側）

ウ　入札方法　　入札者若しくはその代理人により入札書（添付様式）を直接持参又は郵送によって行う入札

※代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。

※入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和８年（2026年）４月16日（木）16時までに３（２）の提出先に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「SSP NEXUS 2026運営等業務委託入札書在中　１回」と表書きし、再入札の入札書在中の封筒には、「２回」から順に回数を記載して、別々の封筒に入れ、それらをまとめて「入札書在中」と記載して郵送してください。

（４）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

６　その他

（１）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア　入札書の提出期限までに、見積金額（税込）の１００分の５以上に相当する金額を納付し

てください。

イ　入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第１項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ｱ) 国債又は地方債　額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(ｲ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の８以内で換算して得た金額

(ｳ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 (佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)　券面金額

(ｴ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形　券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から１月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(ｵ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

(ｶ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額

(ｷ) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証　その保証する金額

ウ　次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 当該競争について保険会社との県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 地方自治法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び令第 167 条の 11 第 2 項の規定により知事が定める資格を有する者による競争に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ｳ) ２に掲げる要件のすべてを満たす者で、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合（契約書の写し、履行証明書等を提出すること）

②契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の１００分の 10 以上に相当する金額を納付してください。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 116 条の規定に基づき、上記①イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ　佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）第 115 条第３項第１号から第４号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

（２）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 110 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

（３）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア　参加する資格のない者

イ　当該競争について不正行為を行った者

ウ　入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ　１人で２以上の入札をした者

オ　代理人でその資格のない者

カ　前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（４）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（５）入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできません。

（６）落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

（７）入札参加資格確認申請書類等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出してください。

（８）再度の入札

ア　開札をした場合において、前記（６）の規定による落札者がいない場合は、開札後直ちに再度の入札を行います。(以下「再入札）という。

イ　再入札の執行回数は、２回（１回目の入札を含め３回）を限度とします。

ウ　再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

（９）入札参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次に場合に該当することになった時は、入札参加資格を失うものとします。

ア　入札について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされたとき。

イ　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ　佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

エ　自己又は自社の役員等が、２（７）のアからキまでのいずれかに該当する者であることが判明した時、又は２（７）のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ　その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる自由が発生したとき。

（10）仕様等に対する質疑応答

ア　入札説明書及び仕様等に対し、質問がある場合は、質問事項を記載した文書を、令和８年（2026 年）４月 10 日（金）の 16 時までに、下記（16）の部署に電子メールで送信して下さい。

イ　質問に対する回答は、令和８年（2026 年）４月 13 日（月）までにメールで行います。

（11）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（12）契約書作成の要否　要

（13）代金の支払方法　完了払い

（14）当該入札に定めのない事項については、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号）の定めによるものとします。

（15）詳細は「業務委託仕様書」を確認してください。

（16）問合せ先

〒　８４０－８５７０　佐賀市城内１丁目１版 59 号

佐賀県地域交流部　SSP 推進局　ＳＡＧＡスポーツピラミッド推進チーム　企画・育成担当

電話 ０９５２－２５－７３４５

e-mail ssp-t@pref.saga.lg.jp